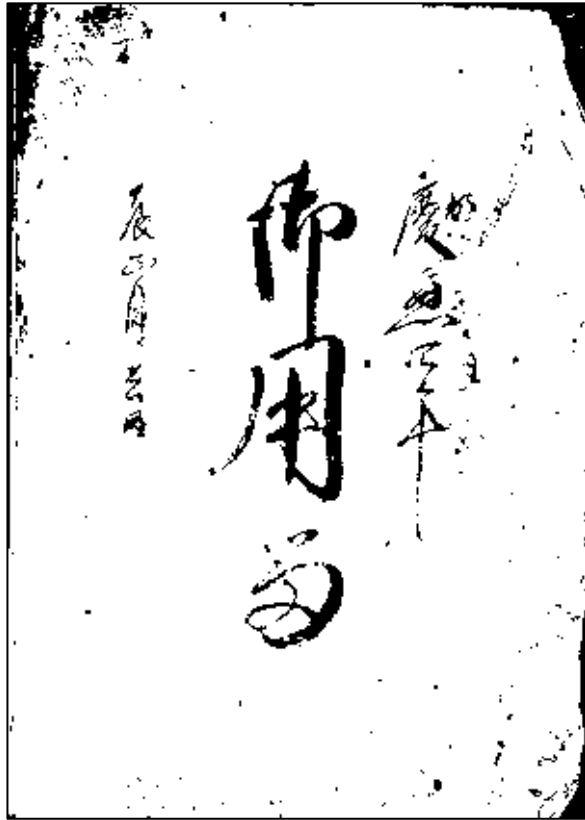


御用留 慶応四年（二八六八） 辰正月吉日

（資料番号 御用留-32）

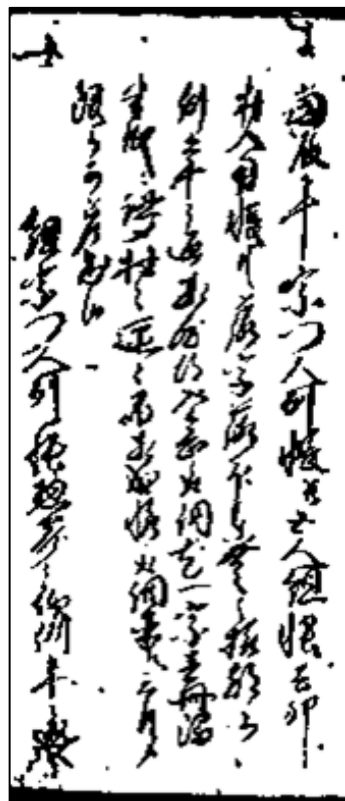
慶応四年一月三日、鳥羽伏見の戦い（戊辰戦争）が起こり、新政府軍と旧幕府勢力との戦乱は全国に及んだ。農村部では、戦乱の影響で物資不足や治安悪化が生じる一方、旧体制の崩壊により農民の生活や土地所有に関する変革が始まった。



（二）宗門人別帳の差し出しの触書

宗門人別帳は、村から支配役所へ毎年提出する帳簿の一つである。もともとはギリシタン取り締まりを目的として作成され、提出が命じられていた。五人組帳は、村の中で近隣の五戸で一組をつくり、村役人とともに署名捺印した帳簿である。その目的は、租税滞納や犯罪などに対する連帯責任と共同生活における村の秩序や相互扶助などを規定した。五人組証文ともいう。

この文書は慶応四年正月時の支配役所である幕府傘下の葦山代官江川太郎左衛門からの触書である。



釈文

一 当辰年宗門人別帳並びに五人組帳、去卯村入用帳共落字落印等無之様致、すべて例年の通相心得、入念取調、尤一宗老冊限半紙に認め、村々區々不相成様取調、来る三月限り可差出候

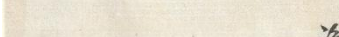
但、宗門人別帳惣寄の儀、例年の通り別帳に認め、可差出候

宗門人別帳

下の文書は明治3年に鎌倉郡岩瀬村名主栗田源左衛門が神奈川県御役所に差出した宗門人別帳に書かれている一節で、村の各家族単位に石高、檀徒として属する宗派寺院名、及び名前と年齢などが記載されている。寺院が刻印を以て浄土宗檀徒であることを証明し、禁じられている切支丹

門徒ではないことを示している。

	一 鎌倉郡 浄土
--	----------------



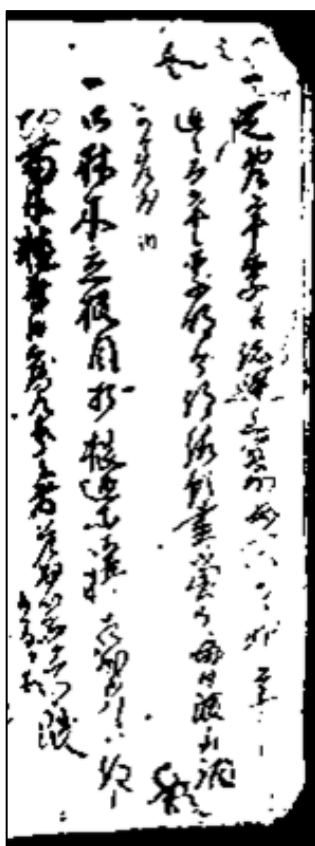
明治新政府は明治6年2月に太政官布告によって切支丹禁制を解除するまでは、キリスト教徒を厳しく取締っていた。

鎌倉郡岩瀬村 高式拾石七升九合式勺
 一 淨土宗大長寺 印 旦那 安右衛門 印
 年五十二才
 同人悴 安太郎 年廿九才
 安太郎妻は ま 年廿八才
 同人悴 惣助 年八才
 安右衛門悴 千代吉



(二) 定免年季明け後の跡請の差し出しの触書

「定免」とは、過去五年から一〇年の収穫高を平均して税額を定め、一定の年限を限つてその間は豊作・不作にかかわらず定められた税額を徴収すること。災害が大きい年は、特に「破免検見」という税額を減じる措置がとられた。「跡請」とは定免の期限になり次の期間に差出す年貢のこと。



积文

一定免年季並びに諸連上冥加等閑、去卯年迄にて年季明分跡請願書当月晦日限、取調べ可差出候

一 御林木立根風折根返等御払相成候はば、跡
地苗木植付候分見分の者差出候間、ヶ所限
植付木数仕訳尽取調、当三月中迄に
可差出候

一 定式御普請所村々七八月差入迄にケ所附帳
差出、御普請可相願尽休年と候はば其段同月
上旬迄に書面可差出候

一 村々貯穀の儀、去卯年貯並びに請戻候分共
未だ小前帳不差出分早々取調、当月

晦日迄に可差出候、尤貯無之分も何ら訳柄を以貯無之段書付に認、同月迄に無相違可差出候

右の通、相心得、村々名主令請印

刻付を以順達留村より可相返すもの也

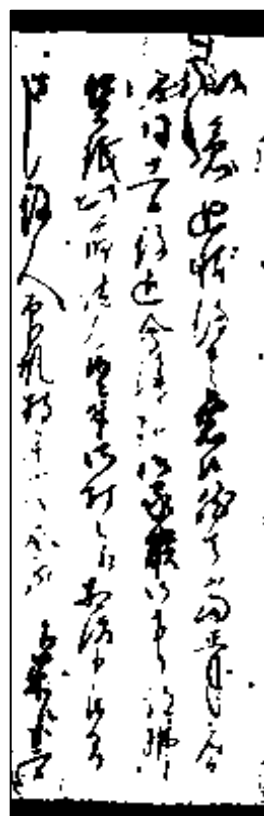
江川太郎左衛門

役所

辰正月五日

(三) 会津様御家族の東海道下りの賃錢渡し

王政復古により京都守護職が廃止された。左の文書は、そのため会津侯御家族の江戸へ下りに際して村々に掛かった賃錢の請取の達書である。



釈文

以急廻状得貴意候、然ば当月元日

より同十一日朝迄、会津様御家族御下り跡払

賃錢此節請取候に付、御村々へ相渡申候間

さし役人印形持参当会所へ来る廿二日

御遣し可被下候様、御取計被成候、此廻章

順達留り御村方より其節御返し被成候 以上

辰正月廿日

助郷

会所